

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年2月21日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	河野勝彦君		八代静枝君
	藤田悟君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	有泉庸一郎君		名取國士君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田修君	福祉健康部長	輿石辰也君
保険課長	安藤佳俊君	福祉課長	長田徳一君
子育て支援課長	服部秀穂君	長寿推進課長	坂本太久己君
健康増進課長	小宮山謙二君	環境課長	長田治君
国民健康保険係長	三井美樹君	高齢者医療・年金係長	五味万里君
健康企画係長	小池清美君	保健指導係長	長坂千恵子君
環境保全係長	中込広人君	生活環境係長	鷹野久君

---

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 金丸 博 書 記 興石文明  
書 記 松井 恵美

開会 午後 1時26分

○書記（輿石文明君） 改めましてこんにちは。

ただいまから、厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長挨拶、三浦委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。

厚生環境常任委員会を招集したところ、全員のご出席を賜りまして、大変ご苦労さまでございます。

大変けさも寒くて、また、このところ大変風邪がはやったり、またインフルエンザもはやっておる状況でございます。私も大変関心のあるところ、また3月議会もでございます。議員の皆様方におかれては、体に十分注意して、3月議会を乗り切っていただきたいと。

また、きょうは厚生環境常任委員会の質疑をお願い申し上げ、スムーズにできますことをお願い申し上げ、委員長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

それでは、次第3の内容に入ります。

内容1、甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の概要について、当局より説明をお願いいたします。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 大変ご苦労さまです。

健康増進課から、甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の概要について説明させてい

たきます。

1 ページをお願いいたします。

1 の背景及び経過ですが、上から 5 段目の説明からになります。国の方針も含めまして国はこうした状況の中、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、3 年前の新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ、必要な法則を整えておく必要があることから、平成24年 5 月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布いたしました。

この法律は、新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が、最小となるようにすることを目的としています。

真ん中の丸印からですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条において、新型インフルエンザ等緊急事態が宣言されたときは、市長村長は市町村行動計画で定めるところによりまして、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないと定められています。このことから、同法37条、26条の規定に基づきまして、市の新型インフルエンザ等対策本部に関しまして、必要な事項は市の条例で定めるとしていることから、甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要があることが今 3 月議会に提案する理由であります。

全国的にも同じ対応となるわけですが、県内の状況につきましては、県が 2 月議会、周辺市町村は 3 月議会へ諮る予定で進めております。

2 の新型インフルエンザ等対策本部条例の内容ですが、(1) は対策本部に本部長を置きまして本部の事務を総括します。

(2) は、本部長の役割ですが、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部会議を招集します。

(3) は、本部長が必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができます。

(4) は、その他必要な事項は、本部長が定めることができることとなります。

以上ですが、抽象的な説明で具体的な内容がわかりにくい部分がありますので、新年度に入り対策本部を立ち上げていく予定であります。モデル的な例といたしまして考えているのは、一応本部長は市長、本部員は各部長、また、対策本部に部を置くこととなりますが、各関係課長、12 課程度を予定しております。

所掌する事務につきましては、背景にもありますように新型インフルエンザ等の情報収集、情報提供、感染防止、連絡調整や連携を行っていく予定であります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の概要についてを終了いたします。

続いて、健康増進課関係その他を行います。

健康増進課関係で何かございますか。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 健康増進課から、3月補正の概要について説明いたします。

歳入につきましては、県の補助金、ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の見込額がほぼ決定になりましたので、それに合わせての減額補正であります。

歳出につきましては、健康推進事業、国庫補助金、感染症予防事業費等の精算に伴う返還金が生じたので、その差額分の増額補正と、あと予防接種事業、定期、任意の予防接種の接種率低下に伴う委託料等の減額補正になりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいまのは定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より健康増進課関係で何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で健康増進課関係その他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、福祉課、子育て支援課、長寿推進課関係その他を行います。

福祉課、長寿推進課の順でお願いしたいと思います。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） ご苦労さまです。

それでは、3月議会において条例並びに補正がございますので、お願いをしたいと思います。

まず、条例の一部改正でございますが、甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例ということで、平成25年4月1日から現在の障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に法が改められます。この関係で、第1条の審査会の委員の定数を障害者自立支援法となっておりますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改める内容となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、補正でございますが、障害者福祉費の中の自立支援給付事業6,750万円、それから障害者福祉諸費でございますが13万4,000円、合わせて6,763万4,000円の補正となりますので、3月議会でよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課のほうから、3月議会に対します補正予算のお願いをさせていただきます。

3月定例会のほうにおきましては、長寿推進課一般会計、それから介護保険特別会計のそれぞれ3月の補正のご審議をお願いしたいと思います。

内容につきましては、一般会計におきましては老人保護措置費等、約920万円ほどの減額補正でございます。老人ホームに措置をしております入所者の退所者がふえたということで、減額の対象になりました。

また、介護保険のサービス利用者の負担軽減対策につきまして予算に不足が生じたので、10万円ほどの補正をお願いしたいと思います。

また、介護保険のほうの補正に伴いまして、一般会計の繰出金1,100万円ほど増額の補正をお願いしたいと思います。

介護保険特別会計のほうですが、補正の内容としましては、保険給付費等の決算見込みに

対します不足分の増額補正をお願いさせていただきたいと思ひます。

また、現在、甲斐市の地域密着型サービス施設、グループホームになりますが、これを民間の企業によりまして指定をし、建設をしていただいておりますが、その関係で県からの補助金、福祉空間整備等の補助金1,670万円ほど、また、開設準備金1,080万円ほどの補助金の補正をさせていただくというような内容になっております。ひとつ、2会計のほうになりますが、補正のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ただいまご説明がございました。こちらも定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より福祉課、子育て支援課、長寿推進課関係で何かありましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、なければ以上で福祉課、子育て支援課、長寿推進課関係その他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

内容の2、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）に対する議員の意見・提言について、当局に説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） こんにちは、環境課の長田です。

説明に入らせていただく前に、前回の1点お断りをさせていただきたいと思ひます。

前回の委員会に引き続きまして、笹本部長は1月当初からの傷病休暇が続いておりまして、前回に引き続き本日も欠席となります。私と係長で説明させていただきますことをご了承お願ひしたいと思ひます。

それでは、1点目のバイオマス活用推進計画（案）に対する議員の皆様方からの意見・提

言につきまして、説明に入らせていただきます。

資料につきましては、ご提言を18日までの締め切りとさせていただきます。取りまとめの都合上、別冊とさせていただきます。本日お配りさせていただきましたA4の1枚、両面刷りの資料をごらんいただきたいと思います。

最初に、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）に対する議員の意見・提言という面からごらんください。

2月8日の厚生環境常任委員会で説明させていただきました甲斐市バイオマス活用推進計画（案）につきまして、議員の皆様からのご意見、ご提言につきましてお願いしましたところ、5名の議員の皆様からご意見、ご提言をいただきました。

資料をごらんいただきますと、意見、提言の概要の列がございます。こちらがいただきました内容であります。この意見、提言の概要の欄につきましては、資料の作成上、いただきました内容につきまして、恐縮ではありますが要約をさせていただいております。ご提出いただきました議員の方には、ご了承をお願いしたいと思います。

資料に沿いまして、1番から順次朗読的になってしまいますが、ご説明いたします。

1番につきましては、食品系廃棄物や廃食油、紙ごみは、各家庭で取り組む重要な課題である。市民、事業者の参加、協力のため、概要版を配布して周知したらどうか。また、本市の目指す将来構想の提示を、というご提言でございます。

私どもの考え方としましては、今のところ本計画の概要版の作成、配布は考えておりません。しかし、市のホームページで計画の概要を説明するとともに、計画の全文を掲載することを考えております。

また、市民や事業者に参加、協力を求める取り組みにつきましては、分野が多岐にわたっておりますので、個別に周知してまいりたいと考えております。

将来構想につきましては、本計画では特にキャッチフレーズ的なものは示しておりません。計画の5ページになりますが、1の2、計画の趣旨に記載してありますとおり、バイオマスにつきましては、廃棄物の減量化、有効利用や資源、エネルギーの創出を実現する手段でありますので、この計画の取り組みの方向づけによりまして、将来的には本市が抱える問題解決が図られるものと考えております。

2番としまして、ごみの分別が重要であり、ごみの分別回収方法の検討、周知を具体的に明示したらどうかというご提言です。

本計画は、あくまで本市におけるバイオマス利活用に関する方向づけを行うものであり

まして、個々の具体的な取り組み等については、この方向性を踏まえて今後検討することとしておりますということで、ご了承をお願いいたします。

特に、ごみの分別回収につきましては、調査・研究等によりまして効果的な方法等を確立し、提示、周知を図ってまいりたいと考えております。この内容につきましては、3月の予算審議の中でもご説明する内容がありますので、その機会に少し予算案に基づきまして、具体的な内容を申し上げたいと考えます。現在申し上げられるのは、リサイクルステーションの充実を重点として考えているというところでとどめさせていただきたいと思っております。

3番としまして、対象バイオマスについては現状を考慮した上で優先順位をつけ、できるものから取り組む必要があるというご提言です。

計画書の35ページに6つの重点施策についての取り組み工程を示してございまして、諸情勢を考慮しながら、必要に応じて修正、適正化を図り、各施策を推進することとしております。

上にありましたご提言と同じく、3月の予算計上で当面の事業につきまして、もう少し具体性のある説明をさせていただきたいと思っております。

なお、廃棄物に関しては、すみません、ちょっとここでフレーズが落ちておりました、甲斐市総合計画というところを入れさせていただきたいと思っております。廃棄物に関しては、甲斐市総合計画、一般廃棄物処理基本計画に掲げたごみの排出量及びリサイクル率の目標を達成するため、重点的に取り組みを推進してまいりたいと考えております。ちなみに、排出量は1人当たり610グラム、リサイクル率は19%を目標としております。

4番としまして、12行目の「研究の検討を進めて」は、「検討を進めて」に変えたほうがよいというご提言でございます。

木質バイオマス油化につきましては、平成24年5月から調査・研究してございまして、現段階では、実証実験レベルの技術であると考えております。

よって、「木質バイオマス油化技術の開発、研究についても検討を進めています」という表現に修正いたします。

この24年5月の意味は、12月の本会議でも市長がお答えしておりますが、今年度、国の研究委託事業に応募した経過がございます。結果は不採択となりましたが、そのような経過も含めて、24年5月という意味でご了承をお願いしたいと思っております。

裏のほうにまいります。

5番でございます。図、農業産出額の推移は平成23年まで掲載することはできないか。また、図、収穫量割合のミュウリは……すみません、今ページの欄を落としましたので、ちょ

つとご説明を加えさせていただきます。

ナンバー5の17ページ、図、農業産出額の推移は、平成23年まで掲載することはできないか。また、図、収穫量割合のミュウリは、キュウリの誤字ではとのご意見です。

本データは、昨年度策定した環境基本計画から出典したものであり、現時点においても平成18年度までが農林水産省が公表しています統計データの最新のものでありますので、ご了承をお願いいたします。ミュウリは、キュウリに訂正いたします。誤字でありました。

6番のバイオマスの利用状況を項目ごとに文章により記載しているが、課題、問題点を明記すべき。また、箇条書きで、わかりやすく記載すべきだというご提言でございます。

全ての項目につきまして、一般廃棄物系の利用率の低さが際立っておりまして、共通する課題として、本市におけるバイオマスとしての利用形態が確立されていないことである、ということは認識しております。

課題の個々の掲載では、同じ表現が続いてまいりますので、27ページに現状の問題を追加しまして、総括的に課題を整理したいと思っております。また、説明上簡潔に集約した文章表現に努めますので、ご理解をお願いします。

この整理した内容でございますが、計画本文の内容につきましては現在検討しておりますので、本日の段階でご提示できませんが、3月に再度製版レベルの内容のご確認をお願いいたしますので、その際ご確認をお願いしたいと思います。

7番の5の1、取り組み工程の図では、食品系廃棄物の計画では平成25年度に堆肥化設備の整備となっているが、分別回収方法の検討、堆肥の需要確保の検討も平成25年度からとすべきではないか。また、分別回収の啓発指導、堆肥の供給についても27年度からとすべきではないかのご提言です。

計画書の35ページに提示しております工程表についてであります。平成25年度の堆肥化設備は、主に公共施設の生ごみを堆肥化するものであり、平成27年度までの3年間でノウハウを構築する予定です。また、平成28年度からは、市民の生ごみの回収、堆肥化を視野に入れ、市民の分別回収、堆肥の利用形態については、平成26年、27年度の2年間で検討、検証し、分別回収、堆肥の供給は、平成28年度から行うとする考えの計画につきましての工程でございます。

次に、8番です。37ページになりますが、バイオマス利用目標、量、率が低く、見直しが必要である。特に、食品廃棄物、廃食油は、2つの広域組合でごみを処理している本市にとって最重要課題である。未利用バイオマスの目標値が全体的に低く、稲わら等の圃場残渣は

重点的な利用を促進して、目標値を上げる必要があるというご意見です。

目標値は、今後予定しております各種取り組みによる現実的な利用、効果等を勘案しまして、総合的な判断によるものでございます。各バイオマス利用方法等は、本計画で方向性を示しているものの、具体的な取り組み、推進策については検討段階でありまして、また、予算や市民負担等を伴うものでありますので、現時点では高い目標を設定しにくい状況であります。平成30年度に本計画の中間評価、見直しがありますので、その際に目標値についても検討したいと考えます。

目標値は、具体的な事業を実施して初めて成果が上がるものと考えますので、総合的に判断しての設定ということでご理解をお願いしたいと思います。

9番、38ページの関係ですが、メタン発酵によるエネルギー化と液肥利用とあるが、紙ごみも可能なのかというご意見です。

紙ごみ単体では水分が少ないため、メタン発酵には効率的ではありません。しかし、炭素率が高い紙ごみを家畜排せつ物や生ごみと混合することによりまして、メタンガス発生量が増加するため、有効であります。メタン発酵に取り組む場合は、一つの方法として検討する必要がありますということ、ご了承をお願いいたします。

以上、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。全てご期待に沿うものではないと思っておりますが、計画の意義は方向づけにあると考えますので、このような内容でご了承をお願い申し上げます。

以上、ご意見、ご提言への説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今回の取り組みの中で、議員のほうに提言や意見を求めるやり方をしていたのは、今までになく大変結構なことだなというふうに思っております。

しかしながら、提言を5人の方がかなりいろいろ詰めてしてあるんですけども、今の市の考え方を伺いますと、もう初めに何か考えていることがありきで、それについては何か本当にいい意見ではあるけれどもということ、何のためにこれをやったのかなという感じがしないでも今の感想としてはなかったんですけども、このあたりはどんなふうでしょうか。

私の考え方がちょっとおかしいのかなと思ったんですけども、もうちょっと意見、提言

について私は、こういう点は取り上げたいとか、具体的に何かしていただいたら、意見、提言をしたほうもやりがいがあったな、なんていうふうに考えたんですけども、そのあたりは感想としていかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今のご指摘にお答えさせていただきたいと思います。

今一通り朗読的にご説明をしてしまいましたので、ポイントが十分お伝えできなかったと思うんですけども、今回ご提言をいただいたことによって、特徴的な修正箇所につきましては、例えば6番の24ページから26ページの内容ですが、ここにつきましては、ちょっと重点的に追加をさせていただきます。

ご説明しましたとおり、本日の段階では、課題の整理等の内容のお示しはしておりませんが、また3月の内容の中でご説明を追加した部分をご提示させていただきたいと思います。

いずれにしても、方向づけというような内容の中で特徴的なそのような追加のものもありますが、全体的には、ご説明した内容でご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 1つお願いいたします。

私が意見をしたのは6番と8番で、6番のほうは追加をしていただけるということで、ありがとうございます。

8番のほうなんですけれども、食品廃棄物のいわゆる生ごみということになるんでしょうか、これが目標値30%というのはちょっと低過ぎるので、検討してほしいという意見なんですけれども、市の考え方は理解できますし、また、30年度の間接評価で見直しをするということも承知はしているんですけども、そうはいっても、30%という数字はちょっと低過ぎるのではないかというふうに思います。

目標値というのは、実際に達成できない非現実的な数字にすることはないとは思いますが、そうはいっても努力目標ですので、どのぐらいこれに関して頑張っていこうかという意気込みもこの数字にあらわれるところだと思うんですよね。ここにも書いてあるとおり、本市の広域が2つに分かれていて、特に、可燃物の経費というのは非常に大きい。そんな中、それぞれの広域でも建てかえだとか、修繕だとか、いろいろお金がかかってくるということ

がもう目前に迫っている中で、生ごみを減らして、可燃物を減らし、そして、市の経費を減らしていくということに関していえば、本当に最重要課題。バイオマスということだけでなく、全ての廃棄物の関係の中でも、本市において最重要課題だというふうに考えています。そういう非常に大切なものなのに、30%という数字は、ちょっと本当に低過ぎるのではないかというふうに私は思うんですけれども、多少無理な数字をうたったとしても、それに向かって頑張っていくということを明らかにしていただくためにも、もう一度検討していただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ご指摘の趣旨は、私もそのように思うところもあるわけですが、ほかの生ごみ以外のものの処理につきましても、先ほどの2番とか3番のご提言にもかかわることなんです、実際その成果を上げるためには、予算づけをして効果的な事業を実施していかなければなりません。今、環境課が把握しているそのような事業を行うためには、相当の予算を必要とするというような認識を持っております。

例えば、50%に上げるためには、具体的な数字は申し上げられませんが、数億単位の事業費になると思います。それが現実的に可能かどうかということもあわせ、また、今の0.4を50にするということが、どの程度可能性があるかというようなことも含めて、そのような予算面も考え、現状からして30%ぐらいが妥当なところではないかと。現実的なところも含めてというようなことで判断して、30という数字を掲げました。ぜひそのようなことでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 平成30年の中間評価のときに30%を今うたっていますけれども、それが達成できるだろうということではなくて、さらに一步先を目指すということを考えながら進めていただくよう要望をしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 前回の委員会で、策定に当たっての環境審議会の協議が今度に行われましたよね。それで主な意見、簡単でいいですからどんな意見があったか、ちょっと聞かせていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 環境審議会を2月14日に開催いたしました。17名の委員さんの出席を得まして、このバイオの計画についてご説明しましたところ、いろいろな意見をいただいております。

例えば、稲わらの利用率が10%となっているのは、現実的な数字なのかどうかということ、こちらのほうはすき込みをやっているの、現実的にはもっとパーセントが高いのではないかというようなご提言がありましたが、自家消費等の分は除くというような考えの中で数字を出しております。

それから、ご意見としましては、どの場面でバイオマス構想が策定されるのかということ、ありますので、25年度中に策定をしますというお答えをした経過があります。あと、ごみの減量化の目標につきまして、今610グラムという目標にしていますけれども、もっとしっかりと対応していただきたいというご意見、それから、剪定枝処理の事業を考えてほしいというご意見、また、木質バイオマスの対応につきましては、全国的な組織でありますバイオマス協会に聞いたりして、慎重に考えてほしいというようなご意見を当日いただきました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） それに対して、バイオマス活用推進計画に反映するような考えがあるところは、ありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） こちらのほうも最終的には計画ですので、方向づけということで最終的なご説明はしてありますけれども、例えば、目標率等の表につきましては、先ほどの稲わら等のご意見も踏まえて、修正をかける予定でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 本日の内容ではないんですけれども、前回の内容でちょっと補足

をさせていただきたいと思います。

前回ご質問の中に、計画書の39ページになるんですけども、コージェネレーションという要望につきまして、私どももコンサル等の内容も入れた中で計画書をつくっております、その際十分にお答えできませんでした。この場で再説明をさせていただきたいと思います。

コージェネレーションというのは、ともに発生するという用語の合成語でありまして、「コ」とも、「ジェネレーション」発生する、の合成語でありまして、電気と熱を同時に発生する状況からこのような名称がつけました。熱と電気をあわせて供給するので、熱電併給とも呼ばれます。ガスを使って電気と熱を取り出すもので、ガスコージェネレーションというようなものもありまして、一部家庭用の装置も実際に事例があるような状況であります。

いずれにしても、簡単に申し上げますと電気と熱を同時につくるというような用語でございます。

以上です。すみません、補足をさせていただきました。

○委員長（三浦進吾君） それでは、小沢副委員長、お願いします。

○委員（小澤重則君） 今のコージェネレーションですか、これの説明書き等を入れるわけですか、用語の。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） すみません。ただいま私も気がつきました。そのようにさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 甲斐市のバイオマス活用推進計画を案として作成するに当たって、現実的には今甲斐市のごみというのは広域で、中巨摩と峡北で処理しているわけですね。その辺の処理施設との関連とか、そういうものは勘案しているんですか、この計画を立てるに当たって。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 前段としてご説明させていただいてもおりますが、2広域にわた

りましてごみを処理している関係上、単一のごみ処理場で処理するよりも経費が割高であるという状況があります。その状況を解消するために一般論とすれば、ごみの減量化を図っていかねばなりません。ごみの減量化を図るに当たりましては、バイオを使った処理というのも一つの選択肢でございます。それで先ほども申し上げましたが、そのような活用を図るために今年度、国の委託研究事業に申し込んだ経過もあります。

そのようなことで、とにかくごみの減量化を図っていかねばならないという状況に対応するために、選択肢の一つとしてバイオ計画をつくり、バイオを活用しながらごみの減量化を図っていくという内容を進めてまいりたいという論法でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 私がちょっと言わんとすることは、要はごみの減量化は、このバイオの推進をすれば当然減量化にはなっていくんですが、そういうことが例えば、今2つ広域があるんですが、そういうものとリンクさせていかないと無駄なものが、要はそういうことをすることによって、ご存じのように両方とも、今施設の整備計画などが進んでいるような段階ですよ。多分構成市にはそういう意見も求められていると思うんですよ、各広域から。例えば、そうすると実施計画の工程なんかにもかなり影響が出てくるような僕は気がするんですが、そういうようなことを要するに、こういう推進計画をするに当たって考慮しているのかと。今僕が聞いたのはそういうことなんですけれども、どうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今の直接的な方向づけといいますか、目的は、ごみの減量化のところに重点を置きながらバイオを活用していきたいということで、この推進計画をつくってまいりたいと思っております、主力として。そのような中で、見直し等もありますので、広域への働きかけというようなところは随時念頭に置きながら、できる対応をまた検討していきたいと思います。

先ほどちょっと落としましたけれども、ごみの減量化ということもありますし、今再生エネルギーの関係もありますから、そのような方面の内容でもこのような計画づくりを進める必要性もあると思います。

このような内容でよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 今の説明で私もよくはわからんけれども、有泉議員が言っているように、これによって広域に持ち込む量が減る。そうすると負担金が減る。あるいは、この計画を推進することによって、かかる経費との関係をどんなふうに予測しているんですか。何年か先にとか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） そこら辺の具体的な数字の内容は、ちょっと今ご説明できる材料はございません。

ただ、前回もちょっと申し上げましたけれども、一番最初に、全国で300自治体のバイオマスタウン構想を掲げて国がバイオマスを推進するという状況に、甲斐市は参画をしませんでした。このたび、農林水産省がさらにバイオマスを進めるために、600自治体を対象としてこの計画をつくるような動きがありますので、それには乗りたい。それに乗ることによって、例えば有利な補助金等があった場合に、市の姿勢、こういう計画も持っていますということを示せるという場面もございます。事業費がどうこうという対比という内容であれば、ちょっと数字はお示しできませんが、そのような議会にも市の姿勢を示せるということは、こういう計画を策定する一つの目的だと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 先ほど、言葉の問題のところちょっと意見が出たように、これはある程度そういうコンサル的なプロの方が、こういう提言、意見をつくるのにかかわり合っているわけですよね。ということは、試算ができないということはないと思うんだけど、どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今申し上げた内容は、事業費的な内容でご説明する材料を今持ち合わせていないということでありまして、コンサルにかかわります賦存量の調査とか、そちらの方面につきましては、コンサルをしていただきながら総合的に私どもも判断させていただきました。

繰り返しますが、計画で方向づけをもって、また具体的な事業は予算等で説明し、その結果につきましては次の段階で、その事業の効果によってこのぐらい効果がありましたということはご説明できるような段取りになると思います。

以上とさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） ほかに傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）に対する議員の意見・提言について、終了いたします。

続きまして、環境課関係その他を行います。

失礼しました。次に内容3、甲斐市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付要綱の制定について、当局より説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、本日の資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

甲斐市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付要綱の制定につきまして、ご説明いたします。

2ページの1番、経緯からにありますとおり、本年度甲斐市視覚障害者協会から盲導犬につきまして、狂犬病予防注射にかかる経費の無料化の要望書が提出されました。障害者の自立支援の一助として福祉の向上に資するために、狂犬病予防注射の経費を補助するために要綱を制定したいと思います。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬を言います。また、狂犬病予防注射とは、狂犬病予防法第5条によりまして、生後91日以上の子犬には、注射を毎年1回受けさせなければならないという規定があります。現在、注射料金として、1頭につき2,850円の注射料金をいただいております。

本市の補助犬の関係ですけれども、10月現在、盲導犬1頭がいます。

近隣自治体の実施状況であります。甲府市、昭和町で注射料の補助を行っております。

4、その他として付記させていただきました関係は、これを甲斐市手数料条例に載っております関係でございますが、こちらの狂犬病予防注射済票の交付等の関係につきましては、この要綱の制定とあわせて、3月議会のほうに手数料条例の改正をお願いする予定でございます。また、議案の中で4番の手数料の関係につきましては、ご審議をお願いしたいと思っております。

要綱の内容でございますが、3ページをお願いいたします。

趣旨としまして、身体障害者補助犬を利用し飼育する者に対して、補助金を交付するという趣旨でございます。

2条の定義としまして、身体障害者補助犬とは、法律に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬を言うということを規定いたします。

3条で、補助対象者でございますが、本市に住所を有する者で、補助犬を利用し飼育する身体障害者の方で、注射を受けさせた者といたします。

補助金の額等につきましては、先ほど申し上げました2,850円というものが今狂犬病予防注射料金となっておりますので、狂犬病予防注射料金を補助金の対象とし、交付回数は、同一年度において1頭につき1回とするというふうにさせていただきます。

交付の申請は、申請書に請求書を添えていただきまして、その5条にあります1号、2号の領収書の原本等を添えて提出していただく予定でございます。

6条で交付決定の内容、7条で交付の取り消し、補助金の返還等を規定いたしまして、ページをめくっていただきまして、その他に委任規定を設けまして要綱を制定してまいりたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 本当にすばらしい提案というか、ぜひこれは進めていただきたいなと思います。その上でお聞きしたいことがあります。

特に、盲導犬になっている犬は非常にすばらしい犬というか、それで訓練もしっかり受けて問題がないというような話も聞いているんですが、介助犬とか、聴導犬というのもございますけれども、こうした申請があったときに申請の書類だけでそれを許可するのか、それとも、何か審査みたいなものがあるのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） まず、該当する犬につきましてはの補助犬のものにつきましては、登録証みたいなものが発行されます。それを持っている方で、3条にあります本市に住所を有する者という方につきましては、補助をするということでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 登録証と今おっしゃいましたでしょうか。それはどこで発行されているものなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

鷹野係長。

○生活環境係長（鷹野 久君） 発行しているのは、障害者の犬として認定している機関がありまして、そちらのほうでこの犬は法律で決まった訓練を受けて、障害者の補助犬として活躍できる犬ということで証明が発行されますので、それを確認させてもらって交付をするという形になります。

以上になります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その認定している機関というのは、公な全国的なものですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

鷹野係長。

○生活環境係長（鷹野 久君） 全国的なそういった機関で認定されているようになります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 2番の本市の該当数のところで盲導犬が1頭、24年10月現在となっているんですけども、盲導犬が1頭ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課で把握している状況は、1頭となっております。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 私が散歩で見ている限り、2頭はいるんですけども。

そうすると、もう1頭のほうは盲導犬じゃないのか、介助犬になっているからだめなのかなと思ったりするんですけども、これはまだ申請というのをやっていないからということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） その情報は、また福祉課の方面に確認をさせていただきます。環境課のほうでもそのような方面から情報を得ておりますので、2頭いるというような情報はまた再確認をさせていただきますして、いずれにしましても、制定方法につきましては遺漏のないようにさせていただきますと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付要綱の制定についてを終了いたします。

続いて、環境課関係その他を行います。

環境課から何かございますか。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、引き続きその他ということで、3月議会に提案させていただきます案件の概要をご説明させていただきます。

環境課所管の案件としましては、補正予算案が2件、当初予算案が2件、それと条例関係の議案を4件予定しております。

補正予算案は、一般会計と合併浄化槽事業特別会計であります。

一般会計補正予算案につきましては、2広域組合の請求額が確定いたしまして、その確定に伴います減額と太陽エネルギー利用設備導入促進奨励金の関係です。太陽エネルギー利用設備導入促進奨励金は、今年度から制度を制定させていただきますして運用しておりますが、奨励金の申請が多数でありますので、当初予算に所要の増額をお願いする予定でございます。また、指定ごみ袋の購入予算につきまして、繰越明許をお願いする予定でございます。

合併浄化槽事業特別会計の補正予算案は、本年度20件の浄化槽新設の当初予算でお認めいただいたところでありますが、実績見込みに相応した予算額とするため、所要の減額をお願いするものであります。

当初予算は、一般会計が環境課所管の清掃費等の予算案で、あと合併浄化槽事業の特別会

計の予算案となります。

続きまして、条例関係の案件提出につきましてでございますが、制定が1件、一部改正が2件、廃止が1件の計4件を予定しております。

条例制定につきましては基金の新設でありまして、新たに甲斐市環境保全基金の制定を予定しておりますので、目的としましては、環境の保全及び良好な環境の創造を図るために設置するものであります。今年度から新たにごみ袋の販売収入が生じていたり、菖蒲沢地区におきますメガソーラー発電所の誘致事業におけます固定資産税等も見込めるところでありますので、これらを環境保全のための財源とするために基金を制定したいと思っております。

続きまして、一部改正の2案件につきましては、1つが、甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。簡単に言いますと、資源ごみの持ち去り禁止条例の関係です。既に、パブリックコメントの実施に当たりましてご説明をさせていただいております。その関係の一部改正でございます。

甲斐市手数料条例の一部改正は、先ほど申し上げました身体障害者補助犬に関する狂犬病予防注射にかかわる手数料の免除規定の整備であります。

続いて、条例廃止案についてご説明いたします。

甲斐市の例規集の2冊目の第13編その他に、暫定例規等としまして、双葉地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例が搭載されております。現在もその内容で進めているわけですが、昨年12月山梨県では、山梨県議会の議決を得まして山梨県地下水の保全等に関する条例を公布しまして、関係規定を本年4月1日から施行することになっております。いわゆる、外国資本による森林地域の買い占め問題にも対応する内容を持った県の条例施行であります。この双葉の例規を包含するものでありますので、県条例を適用する状況としたいということで、双葉の条例廃止を提案する予定でございます。

以上、環境課関係の議案等の内容を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの課長のご説明ですけれども、定例会の案件ですので、質疑は終了いたします。

次に、委員より環境課関係で何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で環境課関係その他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、内容4、その他を行います。

初めに、保険課関係その他を行います。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 保険課におきまして、3月議会におきまして補正予算を予定しておりますので、ご報告したいと思います。

一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算であります。

一般会計につきましては、国・県の保険基盤安定負担金、あるいは後期高齢者健康増進事業補助金等の補正であります。

国民健康保険特別会計におきましては、国の療養給付費等の負担金、あるいは繰入金、繰越金などの確定に合わせまして、また、保険給付費の増額等の補正であります。

また、後期高齢者医療特別会計におきましては、保険基盤安定負担金の減額が主なものであります。

以上、3月議会でよろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より保険課関係で何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、保険課関係その他を終了いたします。

次に、委員会関係で委員より何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、事務局から何かございますか。

○書記（輿石文明君） ありません。

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上でその他を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時31分